

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法及び日立市男女共同参画社会基本条例に基づき策定するものです。
- (2) 策定に当たっては、第3次ひたち男女共同参画計画の推進状況の検証や市民意識調査の結果等を踏まえるとともに、国・県の計画や社会情勢等を勘案しています。
- (3) 女性活躍推進計画及びDV対策基本計画を一体化した計画です。

2 計画の基本理念（日立市が目指す男女共同参画社会）

本計画は、日立市男女共同参画社会基本条例第3条に定める基本理念に沿った男女共同参画社会の実現を目指します。日立市が目指すのは、次のような社会です。



3 計画の位置付け

(1) 男女共同参画社会基本法に定める市町村男女共同参画計画

本計画は、男女共同参画社会基本法及び日立市男女共同参画社会基本条例に規定された男女共同参画計画であり、男女共同参画社会の形成促進に関する基本的な計画です。

(2) 女性活躍推進のための市町村推進計画

本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定された市町村推進計画を含み、一体としたものです。

(3) DV被害者保護のための市町村基本計画

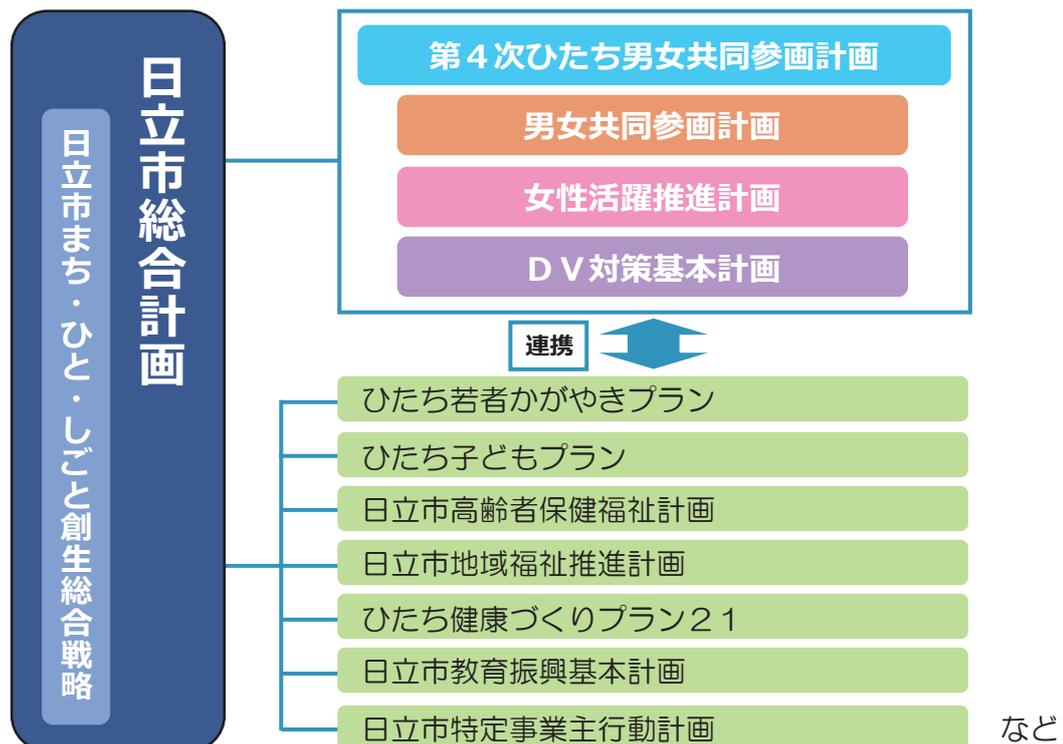
本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に規定された市町村基本計画を含み、一体としたものです。

(4) 日立市総合計画及び日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略の分野別計画

本計画は、「日立市総合計画」基本構想に示された、本市の目指すべき将来都市像と施策の方向性及び「日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた分野別計画です。また、本計画に定められた基本理念や取組などについては、「日立市総合計画前期基本計画（令和4年度～令和8年度）」に反映させ、整合性を確保します。

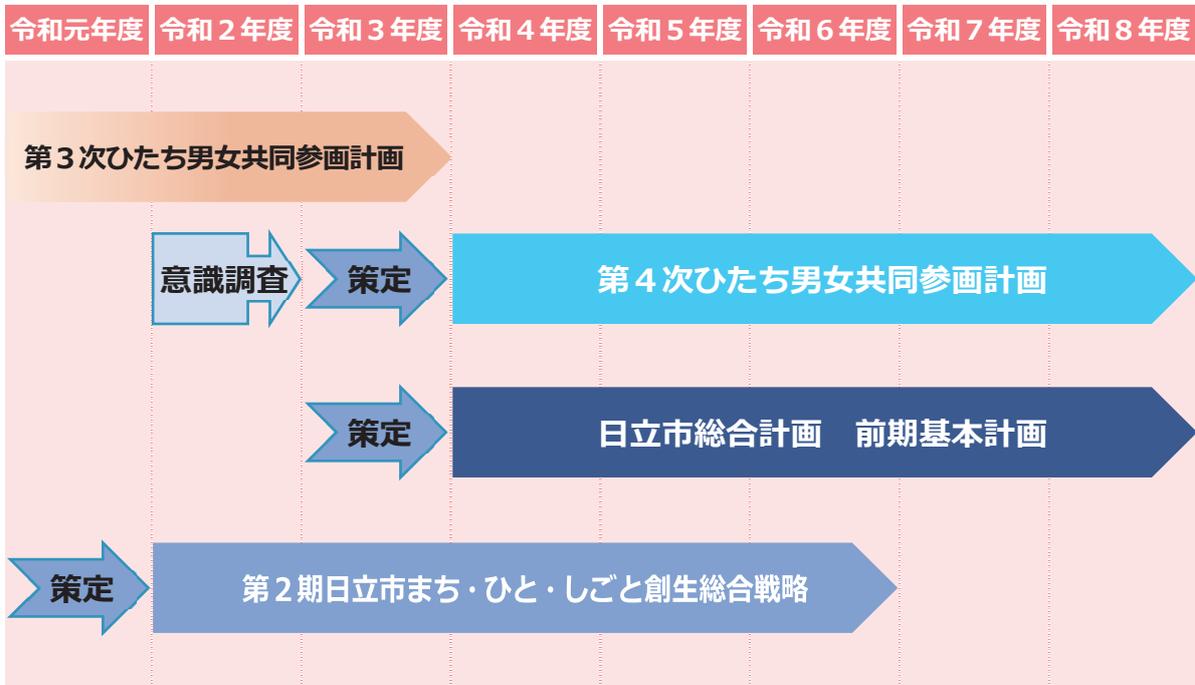
(5) 各分野別計画との整合性の確保

「ひたち若者かがやきプラン」、「ひたち子どもプラン」、「日立市地域福祉推進計画」、「日立市教育振興基本計画」など、関連する計画との整合性を確保します。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度（2022）から令和8年度（2026）までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。



5 計画の策定体制

(1) 日立市男女共同参画審議会

日立市男女共同参画社会基本条例では、男女共同参画社会の形成促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議する附属機関として、日立市男女共同参画審議会を設置することとしています。審議会は、各種団体代表者、学識経験者、公募委員など17名で構成され、男女共同参画事業の推進やらぼーるひたち（女性センター）の運営について、御意見をいただき、事業に反映させています。計画策定においては、市民の立場から、これまでの事業の評価や今後の施策などについて、審議を行いました。

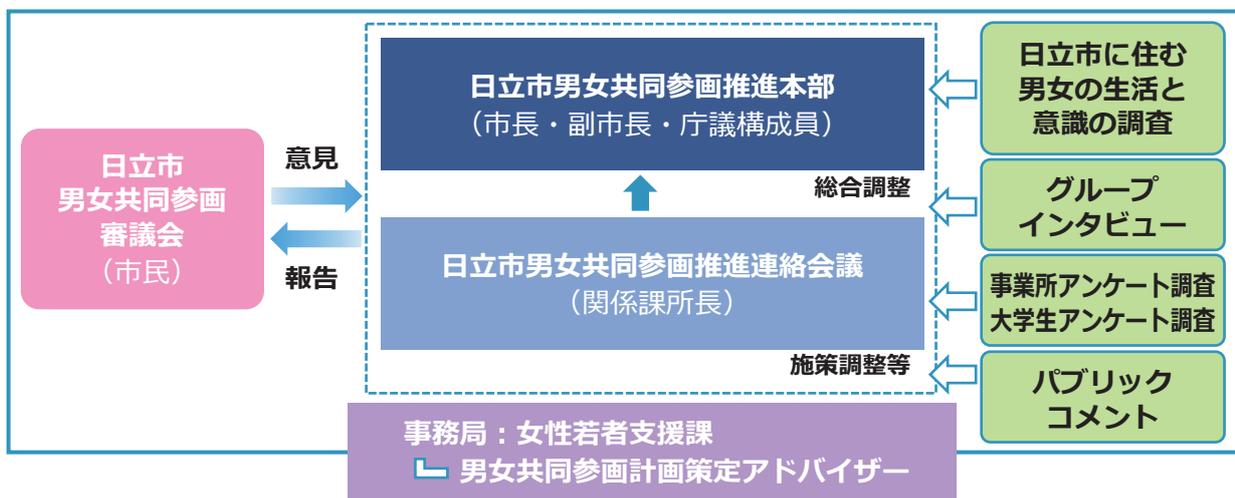
(2) 日立市男女共同参画推進本部・日立市男女共同参画推進連絡会議

庁内組織として、男女共同参画推進本部が総合的な調整を行い、その下部組織である男女共同参画推進連絡会議が各課所施策の調整等を行いました。

(3) 男女共同参画計画策定アドバイザー

計画策定に当たっては、専門的な知識・経験を有する大学教授をアドバイザーとして委嘱し、指導・助言を受けました。

<計画の策定体制>



(4) 市民意見の反映

本市では、男女の意識や生活を把握し、男女共同参画のより一層の推進が必要な分野や方向性を捉えるため、定期的に意識調査を実施してきました。令和2年に実施した日立市に住む男女の生活と意識の調査は、市民4,000人を対象として実施し、本計画の基礎データとなっています。また、様々な立場の団体を対象に、自由討論方式でグループインタビューを実施しました。

さらには、インターネットを活用した事業所及び大学生を対象としたアンケート調査や、計画素案に対する市民意見の募集（パブリックコメント）を行い、広く市民の実態や意見を反映させました。

①日立市に住む男女の生活と意識の調査

調査対象者	日立市に住む満20歳以上の男女 合計4,000人（男性2,000人、女性2,000人）
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年8月20日～令和2年9月10日
回収率	51.7%（回収数2,066人）
調査内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 男女の地位や役割について 2. 家庭生活・地域活動について 3. 仕事と生活の両立について 4. 配偶者、恋人などからの暴力について 5. 日立市について

②グループインタビュー

日時	基本的な属性
令和2年10月27日	大学生
令和2年10月27日	事業者（中小企業等）
令和2年10月29日	地域活動をしている人
令和2年12月2日	女性活躍をサポートしている人
令和2年12月4日	働いている女性
令和2年12月9日	子育て中の女性
令和3年1月18日	子育て中の男性

インタビュー内容	
【共通テーマ】	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 男女の地位や役割に関する状況と意識について 2. 子育てや家庭生活、地域活動における男女の役割について 3. 働き方、キャリア形成について 4. 女性の活躍について 	
【個別テーマ】	
グループ別にテーマを設定	

③事業所アンケート調査

調査対象者	日立市内の企業 597 社
調査方法	インターネット調査
調査期間	令和3年7月19日～令和3年8月13日
回収率	20.9%（回収数125社）
調査内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員の構成について 2. 管理職に占める女性の割合について 3. 女性従業員の活躍推進の課題について 4. 育児休業制度及び介護休業制度について 5. ワーク・ライフ・バランス※¹の取組について 6. 各種ハラスメント※²について 7. 一般事業主行動計画※³について

④大学生アンケート調査

調査対象者	日立市及び近隣の大学に通う学生 300 人
調査方法	インターネット調査
調査期間	令和3年9月27日～令和3年10月27日
回収率	30.3%（回収数91人）
調査内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. あなたご自身のことについて 2. 男女の地位や役割について 3. 家庭生活・地域活動について 4. 仕事と生活の両立について 5. 人権問題・DVについて 6. 男女共同参画の推進について

⑤パブリックコメントの実施

実施期間	令和4年1月7日～令和4年1月21日
公表方法	市ホームページ
実施結果	15人（意見：27件）

用語の説明

- ※1 ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和のこと。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活を目指す。
- ※2 ハラスメント……………他者に対する発言・行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。
- ※3 一般事業主行動計画……………「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画を指す。常時雇用する労働者の数が100人（令和4年（2022）3月31日までは300人）以下の一般事業主については努力義務。事業主が実施すべき取組であり、主には男女を通じた働き方改革への取組、女性の積極的採用や人材育成など採用から登用までの各段階に応じた取組、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への取組などがある。